

# 大分県報

平成二十九年

第二九二二号

十月六日

（金曜日）

## 目次

### 告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一

### 選挙管理委員会告示

公職選挙事務取扱規程の一部改正……………二

選挙運動等における掲示等に関する規程の一部改正……………三

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………四

### 公告

土地改良区の役員の就退任……………五

土地改良区の役員の退任……………六

## ○告示

### 大分県告示第五百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年十月六日

大分県知事 広瀬貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十九年九月二十一日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分福祉ネットワーク友輪会

三 代表者の氏名

田原智彦

四 主たる事務所の所在地

大分市富士見が丘西二丁目五番六号

五 定款に記載された目的

この法人は障がい者・高齢者及びその家族に対して、軽スポーツによる身体機能の維持と異障がい者間の交流を行い、相談事業による障がい者自身とその家族の心理的負担軽減を目的とする。

六 定款変更の内容

目的の変更  
事業の変更

### 大分県告示第五百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年十月六日

大分県知事 広瀬貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十九年九月二十五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 さんぼ

三 代表者の氏名

飯田洋之輔

四 主たる事務所の所在地

玖珠郡玖珠町大字塚脇五百八十一番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、児童、障害者、高齢者に対して、デイサービス等に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更  
役員に関する事項の変更  
会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更  
定款の変更に関する事項の変更

解散及び合併に関する事項の変更

公告の方法の変更

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙事務取扱規程（昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第七条第二項中「数町村の区域を合せて一開票区」を「数市町村の区域の全部若しくは一部を合せて開票区」に、「関係町村選挙管理委員会」を「関係市町村委員会」に改める。

第五十六条中「市町村の選挙管理委員会」を「市町村委員会」に改める。

第三号様式中「投票区設定等報告」を「第6条関係」に改める。

第四号様式中「開票区設定等内申」を「第7条関係」に改める。

第五号様式を次のように改める。

#### 第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

大分県選挙管理委員会  
委員長 氏 名 殿

〇〇市（町村）選挙管理委員会  
委員長 氏 名

〇〇市（町村）選挙管理委員会  
委員長 氏 名

市町村の区域の全部又は一部を合せて開票区設定（変更）内申

下記市（町村）について、その区域の全部又は一部を合せて開票区を設定（変更）したいので内申します。

記

〇〇市

〇〇郡〇〇町（村）

設定（変更）の理由

（注）

内申は、関係市（町村）選挙管理委員会委員長の連名によること。

第九号様式中「表示事項等の通知」を「第11条関係」に、「選挙人名簿登録・抹消・表示事項通知」や「選挙人名簿登録・抹消・表示事項通知」に、「抹消」や「抹消」に「登録抹消表示事項」や「登録・抹消・表示事項」に

明大昭	
明大昭	
明大昭	

を  
に改める。


第十号様式中「(選挙人名簿再調査報告)」を「(第13条関係)」に改める。  
 第十号様式の三の注1及び第十号様式の四の注一中「3口」を「1口」に改める。  
 第十一号様式中「(指定投票区等に関する通知)」を削る。  
 第十三号様式中「投票所の設備」を「第22条関係」に改める。  
 第十四号様式中「同時選挙の投票所の設備」を「第22条関係」に改める。  
 第十五号様式中「入場券及び到着番号札」を「第23条関係」に改め、同様式(表)中「番地」及び「昭和」を削る。  
 第十六号様式中「投票箱等送付書」を「第24条関係」に改める。  
 第十六号様式の二中「(投票用紙等受払簿)」を「(第25条関係)」に改める。  
 第十七号様式中「(宣言書)」を「(第26条関係)」に改める。  
 第十八号様式中「(仮投票調書)」を「第30条関係」に改める。  
 第十九号様式中「(投票に関する調書)」を削る。  
 第二十号様式中「(投票用紙等使用計算書)」を「(第33条関係)」に改める。  
 第二十号様式の二中「(繰上投票の報告)」を「(第35条の2関係)」に改める。  
 第二十一号様式中「繰延投票(再投票)事由発生報告」を「第36条関係」に改める。  
 第二十二号様式中「(選致田録)」を「(第39条関係)」に、「選致田録」を「選致田録」に改める。  
 第二十四号様式中「開票所の設備」を「第42条関係」に改める。

第二十五号様式及び第二十五号様式の二中「(得票計算表)」を削る。  
 第二十六号様式から第二十六号様式の三までの規定中「(開票結果報告)」を削る。  
 第二十八号様式中「(開票関係書類等送付書)」を「(第52条関係)」に改める。  
 第二十九号様式及び第二十九号様式の二中「(候補者に関する通知及び照会)」を削る。  
 第三十一号様式中「(当選証書付与報告)」を「(第58条関係)」に改める。  
 第三十二号様式及び第三十二号様式の二中「(選挙を行うべき理由発生報告)」を削る。  
 第三十三号様式中「(開票結果報告)」を削る。  
 第三十四号様式中「(審査公報)」を削る。  
 第三十五号様式中「(票札)」を削る。

**附則**

この告示は、公示の日から施行する。

**大分県選挙管理委員会告示第五十二号**

選挙運動等における掲示等に関する規程(昭和三十年大分県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。  
 平成二十九年十月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第六条第一項中「第九十二条第六項」を「第九十二条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「はる」を「貼る」に改める。  
 第九条を次のように改める。

第九条を次のように改める。

**第九条** 第四条及び第五条の規定は法第七十五条第三項及び第六項の規定により市町村委員会又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が行うくじについて、第六条及び第七条の規定は第八条の規定により市町村委員会が行う氏名等の掲示についてそれぞれ準用する。

第十条及び第十一条を削り、第四章中第十二条の前に次の二条を加える。

**第十条** 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。)第五条第一項又は第二項の規定により裁判官が退官等した場合における掲示をするときは、第四号様式又は第四号様式の二によらなければならない。

**第十一条** 令第十九条第一項の規定により裁判官の氏名等の掲示をするときは、第五号様式によらなければならない。ただし、同条第二項の総務省令で定める事項を掲載するときは、県委員会が別に様式を定め、その旨を市町村委員会に通知するものとする。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

**第十二条** 市町村委員会は、裁判官の氏名等の掲示が汚損し、又は破損したときは、直ちに  
取り替え、又は補修をしなければならない。

**第十三条** 市町村委員会は、令第二十条第一項又は第二項の規定により消除し、又は変更す  
る場合は、消除し、又は変更しようとする裁判官の氏名等に二本の朱線を引くことにより  
行うとともに、その氏名の上欄に事由を朱書しなければならない。

第十四条及び第十五条を削る。

第二号様式の二中「参議院比例代表選出議員選挙参議院名簿届出政党等名称」を「参議院  
比例代表選出議員選挙参議院名簿届出政党等名称等」に改める。

第四号様式中「第十二条」を「第十一条」に改め、同様式を第五号様式とし、第三号様式  
の二の次に次の二様式を加える。

**第四号様式（第十条関係）**

投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された 者のうち、次の者は審査を行わないこととなった。	
市（町）	（村） 選挙管理委員会
氏 名	備 考

**第四号様式の二（第十条関係）**

投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された  
者のうち、次の者は氏名に変更が生じた。

市（町） （村） 選挙管理委員会

投票用紙に印刷された氏名

変更後の氏名

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**大分県選挙管理委員会告示第五十三号**

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選  
挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

三 指定老人ホーム中

〔社会福祉法人松山会指定地

域密着型介護老人福祉施設

緑風苑

社会福祉法人松山会特別養

護老人ホーム緑風苑

軽費老人ホーム白寿苑

ま ご こ ろ 苑

〔社会福祉法人松山会指定地

域密着型介護老人福祉施設

緑風苑

社会福祉法人松山会特別養

護老人ホーム緑風苑

軽費老人ホーム白寿苑

ま ご こ ろ 苑

〔社会福祉法人寿永会養護老


- 〃 大字下郡一六七―三
- 〃 大字下郡一七〇―一
- 〃 大字下郡一八一―一
- 〃 下郡山の手二―一七
- 〃 下郡山の手二―一七
- 〃 下郡山の手二―一九
- 〃 下郡山の手二―二七

に、

を

人ホーム寿楽苑  
「社会福祉法人寿永会養護老  
人ホーム寿楽苑

由布市庄内町大龍二七〇七一五を  
「由布市庄内町柿原一六〇二」に改める。

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、院内土地改良区（宇佐市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	岩男立夫	宇佐市院内町台一五六番地
"	安部義廣	" 院内町来鉢二八二番地
"	岩男キエ子	" 院内町田平八番地の二
"	大石隆美	" 院内町土岩屋八三番地
"	金森一生	" 院内町荻迫一〇七番地
"	小田保彦	" 院内町岡二四二番地
"	藤林久生	" 院内町大坪六六番地
"	渡邊磨	" 院内町下余五六番地の二
"	大野義晴	" 院内町上納持二八番地の二
"	小野求	" 院内町平原二七三番地
"	衛藤英一	" 院内町上余一六七番地の三
"	衛藤一三三	" 院内町栗山二九番地

（就任役員）

役名	氏名	住所
理事	岩男立夫	宇佐市院内町台一五六番地
"	安部義廣	" 院内町来鉢二八二番地
"	岩男キエ子	" 院内町田平八番地の二
"	大石昌徳	" 院内町土岩屋九一番地
"	金森一生	" 院内町荻迫一〇七番地
"	小田保彦	" 院内町岡二四二番地
"	藤林久生	" 院内町大坪六六番地
"	渡邊磨	" 院内町下余五六番地の二
"	池田雅彦	" 院内町上納持一一番地の三
"	小野求	" 院内町平原二七三番地
"	衛藤勝美	" 院内町上余一三九の一
"	衛藤一三三	" 院内町栗山二九番地
"	大畑善宣	" 院内町斎藤一四一三番地
"	吉村松夫	" 院内町落狩倉一八一番地
監事	大石伸一	" 院内町土岩屋一五八番地
"	御堂了圓	" 院内町平原四七五番地
"	衛藤通義	" 院内町落狩倉七五番地
"	水脇美智子	" 院内町原口三三九番地
"	吉村松夫	" 院内町落狩倉一八一番地
"	高安時次	" 院内町斎藤一五七八番地の二

平成二十九年十月六日

大分県報（選管委告示・公告）

